

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日（火）第3199号の 9



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則（※）	（人事課取扱い） 1
訓 令	
○鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部を改正する訓令（※）	（人事課取扱い） 3

規 則

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第20号

鹿児島県行政組織規則の一部を改正する規則

鹿児島県行政組織規則（昭和35年鹿児島県規則第122号）の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 1 項の表知事公室の部国体準備課の項中「総務企画係」を「総務係 企画広報係」に、「施設調整係」を「施設調整係 宿泊輸送係」に改め、同表総務部の部学事法制課の項中「法制・訟務係」を「法制・訟務係 審査管理係」に改め、同表土木部の部監理課の項中「入札・契約係」を「入札・指導係」に、「建設業許可係 建設業指導係」を「建設業許可係」に改め、同表危機管理局の部危機管理防災課の項中「情報総務係」を「総務経理係 防災企画情報係」に改め、同条第 2 項の表生活・文化課の項を次のように改める。

生活・文化課	消費者行政推進室 楼門等建設推進室	消費者行政推進係 事業者指導係
--------	----------------------	-----------------

第15条に次の 1 号を加える。

(20) 行政不服審査会に関すること。

第17条の 3 第 1 項第43号中「国民文化祭の開催」を「鶴丸城御楼門及び御角櫓^{おすみやぐら}の建設並びに石垣保全」に改め、同条第 3 項中「国民文化祭室」を「楼門等建設推進室」に改める。

第17条の 4 第 1 項第 8 号を削り、同条第 9 号中「第 5 号から前号まで」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 8 号とし、同条第 2 項中「第 9 号」を「第 8 号」に改める。

第17条の 5 第 1 項中第20号を第21号とし、第19号の次に次の 1 号を加える。

(20) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第17条の 5 第 2 項中「第20号」を「第21号」に改める。

第18条の 2 中「登録の推進」を「の管理保全、普及啓発及び情報発信」に改める。

第18条の 7 に次の 1 号を加える。

(9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の施行に関すること。

第26条第 1 項中第27号を第28号とし、第16号から第26号までを 1 号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の 1 号を加える。

(16) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の施行に関すること（介護福祉課の所管に属するものを除く。）。

第26条第 2 項中「前項第16号から第27号まで」を「前項第17号から第28号まで」に改める。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行に関すること（保健医療福祉課の所管に属するものを除く。）。

第28条の4第9号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第16号中「妊娠中毒症」を「妊娠高血圧症候群」に改め、同条に次の1号を加える。

(17) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の施行に関すること。

第28条の6第1号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第37条第18号中「農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改める。

第39条の2中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 農産物検査法（昭和26年法律第144号）の施行に関すること。

第39条の3第15号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第48条第1項第16号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第57条第1項県税課の項第3号及び同条第1項県税管理課の項第3号中「不服審査及び」を削る。

第58条第1項地域保健福祉課の項第2号中「及び」の次に「父子福祉資金並びに」を加え、同項第20号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第22号中「及び」の次に「父子並びに」を加える。

第59条第1項農政普及課の項第1号中「第51号」を「第52号」に改め、同項中第51号を第52号とし、第23号から第50号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 農産物検査法の施行に関すること。

第59条第4項畑かん営農推進課の項第6号中「第31号及び第36号から第43号まで」を「第32号及び第37号から第44号まで」に改め、同条第4項農業普及課の項中「第44号から第50号まで」を「第45号から第51号まで」に改める。

第177条第2項の表政策調整監の項の次に次のように加える。

法制・審査監	学事法制課	法制審査、行政不服審査制度及び公益法人に関する事務の総括
--------	-------	------------------------------

第177条第2項の表家畜防疫対策監の項の次に次のように加える。

畜産TPP対策監	畜産課	TPP（畜産関係）対策に関する事務の総括
----------	-----	----------------------

第177条第2項の表設備対策監の項の次に次のように加える。

地域防災監	危機管理防災課	市町村防災対策等への助言及び被災市町村の災害対応の支援に関する事務の総括
-------	---------	--------------------------------------

第177条第5項の表国民文化祭総括監の項を削り、同項の表世界文化遺産総括監の項中「世界文化遺産登録」を「世界文化遺産」に改め、同項の表奄美世界自然遺産総括監の項の次に次のように加える。

医療審議監	保健福祉部	部長に直属し、地域医療及び公衆衛生に関する特命事項を処理する。
-------	-------	---------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(鹿児島県公報発行規則及び官報報告規則の一部改正)

2 次に掲げる規則の規定中「学事法制課長」を「法制・審査監」に改める。

(1) 鹿児島県公報発行規則（昭和27年鹿児島県規則第5号）第5条第3項、第9条及び第10条第1項

(2) 官報報告規則（昭和30年鹿児島県規則第102号）第3条
(賠償責任等審査会規則の一部改正)

3 賠償責任等審査会規則（昭和33年鹿児島県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「，学事法制課長」を削り，「人事課行政管理室長」の次に「，法制・審査監」を加える。

訓 令

鹿児島県訓令第3号

鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県行政事務改善委員会規程の一部を改正する訓令

鹿児島県行政事務改善委員会規程（昭和39年鹿児島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「情報政策課電子県庁推進係長」を「情報政策課情報化推進係長」に改める。

第8条第2項中「企画課」の次に「，危機管理防災課」を加え，「，環境林務課」を「並びに環境林務課」に改め，「並びに危機管理防災課の情報総務係長」を削る。

附 則

この訓令は，平成28年4月1日から施行する。ただし，第4条第3項の改正規定は，同年3月29日から施行する。